

(仮称) 久留米市障害者差別禁止条例策定の進捗状況について ②

1 概要

令和元年11月に「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」から久留米市議会へ請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」が提出され、令和2年9月議会にて請願が採択されたことに伴い、条例制定に向けた取組みを進めている。

2 経過

年月日	内容
令和元年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 久留米市議会に条例制定について請願が提出され受理(請願内容) 久留米市に障害者差別禁止条例を制定すること 条例を制定する過程において、多様な障害者の意見を反映すること。
令和2年9月23日	<ul style="list-style-type: none"> 久留米市議会において請願を採択
令和2年10月～	<ul style="list-style-type: none"> 検討体制の調整(WGメンバー・アドバイザー等)
令和3年7月9日	R3【第1回久留米市障害者差別解消支援地域協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 条例制定に関する検討体制、検討スケジュールを決定
令和3年10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者団体等と意見交換実施(31団体、計6回)
令和3年11月12日	R3【第3回久留米市障害者差別解消支援地域協議会】 <ul style="list-style-type: none"> アドバイザーである熊本学園大学教授 東俊裕氏による講演会(勉強会)を開催 「久留米市に(仮称)障害者禁止条例をつくる意義」
令和4年1月～ 【※下記3参照】	<ul style="list-style-type: none"> 条例検討WGにおいて、素案の検討開始(R5.1月末時点:計7回開催)
令和4年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 多様な障害者の意見を反映するため、障害者差別解消支援地域協議会に、公募委員3名を追加。
令和4年3月10日	R3【第4回久留米市障害者差別解消支援協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 障害当事者団体等意見交換の結果について報告
令和4年9月13日	R4【第1回久留米市障害者差別解消支援協議会】 <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況について(定義、禁止規定の草案)

3 条例検討WGでの協議事項 はR4年度第1回協議会後に実施

	年月日	内容
1	令和3年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> WGの目的、スケジュール、意見交換会要領を説明
2	令和3年10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者団体等と意見交換実施(31団体、計6回、1回につき5～6団体)

3	令和4年 1月31日	・障害当事者団体等意見交換の結果について ・条例策定の今後の進め方について
4	令和4年 4月19日	・差別の定義、禁止規定について①
5	令和4年 5月30日	・差別の定義、禁止規定について②
6	令和4年 7月 4日	・差別の定義、禁止規定について③
7	令和4年10月20日	・手続規定について
8	令和4年12月26日	・施策規定について①
9	令和5年 1月30日	・施策規定について②

4 条例検討WGによる確定素案

「(仮称)久留米市障害者差別禁止条例における手続規定、施策規程の概要」

(1) 手続規定

以下3点の理由から、「A市」の手続規定を参考に、条例検討WG委員の意見を踏まえ策定した。

- ①当事者団体との意見交換において、相談窓口の意見が多数出たこと
- ②政令市・中核市で策定した直近の条例では、初期相談（事実確認、助言、調整等）を規定していること
- ③禁止規定について、A市条例を参考にしたこと

	項目	説明（変更内容等）
1	相談	・具体的な相談窓口を、以下の理由により総括的な表現に変更。 ・個別具体的な名称や施設等を記載した場合、変更する際に条例改正が必要になり、かなりの時間を要する。 ・変更に対応するため、個別具体的な名称や施設等は規則又は要綱等で規定する。 ・助言やあつせんへの申立は、勧告や公表につながる可能性もあり、障害当事者にとって重要な手続のため「申立て支援」を規定。
2	調整委員会※ ※名称は今後検討	・委員会を構成する委員の属性を分かりやすくするため、号ごとに記載。
3	助言又はあつせんの申立て	・変更なし
4	助言又はあつせんの申立てに係る調査	・変更なし
5	助言又はあつせん	・変更なし
6	措置の求め	・変更なし
7	勧告等	・変更なし

(2) 施策規定

当事者団体との意見交換において施策につながるキーワードを抜き出し集約した結果、以下の分類に分け、条例検討WG委員の意見を踏まえ策定した。

	分類	説明
1	施策推進	<ul style="list-style-type: none">・既策定の基本方針との関係性を整理し、PDCAを推進する体制について規定。・PDCAにおける体制として、既存の協議会を位置づけした。協議会において、当事者からの意見や、事業者の意見の把握を行う。
2	啓発・理解促進	<ul style="list-style-type: none">・他市の条文も参考にし、啓発・理解促進を規定。・具体的な事業は現時点で未定。相互理解ができる場について定めた。・市職員や教職員も、理解促進の対象にした。・啓発や理解促進を行うにあたり、市のみではなく、当事者団体等と連携して取り組むことを規定。
3	情報発信	<ul style="list-style-type: none">・学校等を卒業後に、福祉情報を取得できないという意見に対応して規定。
4	教育・保育	<ul style="list-style-type: none">・インクルーシブ教育の促進を定め、そのために必要な施策（支援）について規定。
5	意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none">・公的情報や公共施設などで、意思疎通支援の取り組みについて率先行動を行うことを規定。・不足する意思疎通支援者の確保についても規定。
6	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・相談しやすい場所の確保に関することを規定。・それぞれの相談機能が、市の差別相談窓口と連携する。・ピア相談員の配置、事業者からの相談に応じる体制を規定。
7	基礎的環境整備	<ul style="list-style-type: none">・既に福岡県福祉のまちづくり条例があることから、当該条例と同調した規定。

※参照：別紙2 (仮称) 久留米市障害者差別禁止条例 [手続規定]
別紙3 [施策規程]

条例検討ワーキング 確定素案	
相談	第〇条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、必要な相談体制の整備を図るものとする。
	2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、市に対し、差別相談を行うことができる。
	3 市は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。
	(1) 説明又は助言
	(2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。）
	(3) 関係行政機関に対する通報その他通知
	(4) 助言又はあっせんの申し立ての支援
4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。	
5 市は、差別相談に係る業務の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。	
調整委員会	第〇条 市長の附属機関として、※調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。
	2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。
	3 委員会は、委員〇人以内をもって組織する。
	4 委員は、次の各号に定めるものの中から市長が委嘱する。
	(1) 障害者の権利擁護に関する法令又は制度について優れた識見を有する者
	(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
	(3) 学識経験者
(4) その他市長が必要と認める者	
5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。	
6 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	
助言又はあっせんの申し立て	第〇条 障害者等は、第〇条第3号に基づく調整等を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てをすることができる。ただし、当該申し立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。
	2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争については適用しない。
助言又はあっせんの調査	第〇条 市長は、前条第1項本文の申し立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申し立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、第〇条第3号に基づく調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。
	2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。
助言又はあっせん	第〇条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果（同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。
	2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
	3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
	4 委員会は、申し立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。
措置の求め	第〇条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
	(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者
	(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者
	(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者
勧告等	第〇条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
	(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者
	(2) 正当な理由なく、第〇条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者
	(3) 第〇条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者
	2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる

条例検討ワーキング 確定素案	
施策推進	第〇条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次条から第〇条に定める事項に基づき、基本的な施策（以下、基本施策という）を策定し推進するものとする。
	2 市は、基本施策の推進のため、久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、基本方針という）を定めるものとする。
	3 基本方針には基本施策の他、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。
	4 市は、基本施策等の推進について、障害者差別解消法に基づき設置する、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から、企画立案・施策の進捗状況・推進方針に対し障害者及びその他の必要な意見の聴取を行い、施策へ反映するものとする。
啓発・理解・促進	第〇条 市は直接又は当事者団体等と連携し、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるため、市民・事業者への広報・啓発活動及び市の職員等への研修等を行うものとする。
	2 市は、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。
情報発信	第〇条 市は、障害福祉等に関する情報を、全ての障害者が取得できるよう発信し、又は取得できる環境の整備を促進する。
教育・保育	第〇条 市は、インクルーシブ教育及び保育が促進されるよう、教育機関その他の関係機関との調整を図るものとする。
	2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。
意思疎通支援	第〇条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろう含む）、発語障害、知的障害、発達障害、その他によるコミュニケーションにおける特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器、その他必要とされる適切な手段）の利用をすすめる、情報の取得しやすさの促進を図るものとする。
	2 市は、意思疎通支援者の養成及び活動推進を図り、社会資源としての確保及び整備を進める。
相談体制の充実	第〇条 市は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、体制の充実を図るものとする。
	2 市は、前項の相談体制の充実のため、特に次の各号に掲げる事項について推進するものとする。
	(1) 相談者にとって身近な相談窓口、又は相談しやすい場の確保
	(2) 障害者を含む相談員の確保
	(3) 市（久留米市基幹相談支援センター含む）と相談支援事業所又は障害当事者団体等との差別相談に関する連携
(4) 事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談体制	
環境整備	第〇条 市又は事業者が、自ら所有又は管理する施設を整備する場合、福岡県福祉のまちづくり条例の主旨・目的を理解し、基準に従い整備するものとする。